



島根県報

令和2年10月2日（金）

第 146 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中 小 企 業 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 2

保安林の指定 (森 林 整 備 課) 3

保安林の指定の解除 (") 3

地籍調査の成果の認証 (用 地 対 策 課) 3

【特定調達公告】

島根県運送業務に係る随意契約の相手方等 (総務事務センター) 4

島根県難病患者等公費負担管理システム開発・運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等 (健 康 推 進 課) 4

【正 誤】

令和2年9月18日付け島根県報第142号中 (農 畜 産 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第81号）

1 規則の概要

貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月2日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第81号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項利率（年利）の欄、3の項利率（年利）の欄及び13の項利率（年利）の欄中「0.45パーセント」を「0.35パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第584号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和2年10月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ツクイ	通所介護	ツクイ出雲下沢	出雲市上塩治町2655-2	令和2年10月1日

島根県告示第585号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年10月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日

社会福祉法人恩賜財団 済生会支部島根県済生 会	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション	済生会江津総合病院 訪問リハビリテーショ	江津市江津町1016番地37	令和2年10月1日
-------------------------------	--	-------------------------	----------------	-----------

島根県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年10月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市伯太町安田閑140、140-内1、727-内1、727-2から727-13まで、728から730まで、731-1、732-1、733から736まで、748-1、750から754まで、755-1、756-1、757から763まで、764-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年10月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町広瀬2366

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第588号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年10月2日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	平成30年度～令和元年度	11枚	1冊	乙立⑩	令和2年9月23日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年10月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量
島根県通送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年8月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本通運株式会社中国警送支店 支店長 藤岡 英明 広島県広島市中区光南六丁目2番25号
- 5 随意契約に係る契約金額
183,338,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年10月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県難病患者等公費負担管理システム開発及び運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県健康福祉部健康推進課 島根県松江市殿町2番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年9月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通エフ・アイ・ピー株式会社 中四国支社 支社長 三戸 裕行 広島県広島市中区胡町4番21号

5 随意契約に係る契約金額

29,763,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

正 誤

令和2年9月18日付け島根県報第142号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第568号 の表中	茂広松井（全和黒原5381）	茂弘松井（全和黒原5381）